

自然災害に関するトラブルには、誰でも巻き込まれる可能性があります！

ご注意

◇様々なタイプのトラブルがあることを知りましょう◇

アパートが水浸しで住めないけど、住めない期間の家賃も支払わなければならないんですか？



○ワンポイントアドバイス○

災害により、通常に住むことができない場合は、改めて住めるようになるまでの間の家賃を支払う必要はありません。

頼んでもいないのに業者がやって来て、「災害で壊れた屋根、早く工事しないと大変なことになりますよ！」と何度も誘われるうちに心配になってきた…また、暴風雨が原因でも全て火災保険の保険金が使って自己負担ゼロになるって言っていたけれど、本当？？

○ワンポイントアドバイス○

何度も勧誘されると不安になってしまいますが、急いで決断しないことが大事。

複数の業者から見積もりをとる・いったん周りの人に相談してみるのがポイントです。

また、保険による補償の対象となるかは、保険契約の内容によります。契約書を確認して、保険会社に問い合わせましょう。

「災害支援センターの者です。義援金を集めています。」
と言われたけど、信頼していい？

○ワンポイントアドバイス○

行政機関が来訪や電話で義援金を求めることはありません。また、不審な話には応じないようにしましょう。

義援金は、募集している団体の活動や使い道をよく確認して、納得した上で寄付しましょう。指定された振込先が、確かにその団体の正規の口座かを確認することも大事です。



災害に関する主な相談例とアドバイスは、消費者庁ウェブサイトへ。

【URL】<http://www.caa.go.jp/disaster/>

消費者庁 災害関連情報

検索

◇大変なときこそ、すぐに決めないで慎重に！◇

こんなときどうすればいい？と迷ったとき、不安なときは、

消費者ホットライン188

に電話を！

最寄りの消費生活センターにつながるよ。
泣き寝入りは超いやや！！

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



契約してしまった後でも、クーリング・オフしたり、他の理由で取り消したりできることもあるから、消費生活センターに相談してな！



消費者教育推進大使 もずやん
©2014大阪府 もずやん

泉大津市消費生活センター

大阪府消費生活センター